

# 伊勢市公報

第420号  
令和5年5月8日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市事務分掌規則及び伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	6
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	8
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	10
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 道路の区域変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 地縁団体の認可について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 伊勢市ごみ処理基本計画の変更について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 令和5年3月末財政状況の公表について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 特定教育・保育施設の確認の辞退について	37
○ 確認を行った特定教育・保育施設について	38
<b>公 告</b>	
○ 公示送達	39

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第42号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第3条の3第1項中「福祉総務課」の次に「福祉総合支援センター」を加える。

第5条の表健康福祉部の部保育課の款運営系の項に次の1号を加える。

(5) 一時保育室に関すること。

第3章第3節中第26条の次に次の1条を加える。

(一時保育室)

第26条の2 伊勢市駅前一時保育室条例(令和4年伊勢市条例第37号)

第1条の規定により設置された一時保育室は、健康福祉部保育課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 伊勢市特別保育の実施に関する条例(平成27年伊勢市条例第8号)

第2条第4号に掲げる一時保育に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第27条第1項の表に次のように加える。

一時保育室			室長
-------	--	--	----

第27条第2項の表に次のように加える。

一時保育室	主任保育士、主査、主任、主事、副主任
-------	--------------------

「

総合支所長 支所長
--------------

「

総合支所長 支所長
--------------

第28条の表中

館長
所長
園長
センター長

を

館長
所長
園長
センター長
室長

に、

「又はセンター長」を「、センター長又は室長」に、「又は子育て支援センター」を「、子育て支援センター又は一時保育室」に改める。

(伊勢市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 伊勢市庁舎管理規則（平成30年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表本庁舎の項の次に次のように加える。

健康福祉部健康課、健康福祉部福祉総合支援センター及び健康福祉部こども発達支援室の庁舎	健康福祉部福祉総合支援センター長
--	------------------

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4級の項第4号中「子育て支援センター長」を「子育て支援センター長又は一時保育室長」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第4条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

「

保育課員
各保育所（園）長

別表健康福祉部の部保育課の項中

各保育所（園）主任  
保育士  
しごうこども園長  
しごうこども園主任  
保育教諭

を

保育課員  
各保育所（園）長  
各保育所（園）主任  
保育士  
しごうこども園長  
しごうこども園主任  
保育教諭  
一時保育室長

に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

伊勢市事務分掌規則及び伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 43 号

伊勢市事務分掌規則及び伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の  
一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次の  
ように改正する。

第 3 条の表健康福祉部の部福祉総務課の項中「福祉総務係」を「福祉  
総務係 臨時特別給付金室」に改める。

第 5 条の表健康福祉部の部福祉総務課の款に次のように加える。

臨時特別給付金室

(1) 物価高騰生活支援給付金支給事業に関すること。

第 13 条第 1 項及び第 17 条第 1 項中「総務部収納推進課債権回収対策  
室長」の次に「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を加え  
る。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第  
31 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「総務部収納推進課債権回収対策室長」の  
次に「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月21日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市訓令第3号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令  
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号の3中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第15号中「第26条」を「第26条の2」に改める。

別表第1の1の表5の項中「、規程」を削り、同表33の項中「規程」を「訓令」に改める。

別表第2の2(1)の表10の項及び11の項中「規程」を「訓令」に改める。

別表第2の11の表おおぞら児童園の項中「伊勢市おおぞら児童園」を「おおぞら児童園」に改め、同表子育て支援センターの項中「センターの」を「子育て支援センターの」に改め、同表に次のように加える。

一時保育室	1 一時保育室の運営及び行事の実施
-------	-------------------

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号に次のように加える。

カ 一時保育室 伊勢市駅前一時保育室条例(令和4年伊勢市条例第37号)第1条の規定により設置された一時保育室をいう。

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第4号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7(6)の表に次のように加える。

6 物価高騰生活 支援給付金に関 すること。	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的か つ軽易	
------------------------------	--------------	----	----	-------------	--

附 則

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 泰 由

伊勢市御菌町高向 2349 番地 1

変更後 曾 野 清 晴

伊勢市御菌町高向 2603 番地

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 5 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	相 口 喜 美
	伊勢市村松町 3884 番地 4
変更後	中 村 元 彦
	伊勢市村松町 1 番地 27

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 永 富 七 美

伊勢市上野町 355 番地 187

変更後 川 端 信 行

伊勢市上野町 355 番地 190

## 伊勢市告示第 85 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 区域

#### 変更前

本会の区域は、伊勢市西豊浜町 2861 番地 1、3042 番地から 3099 番地 1 まで、3658 番地から 3693 番地まで、6013 番地から 6085 番地まで、伊勢市東豊浜町 2890 番地 1、2894 番地の区域とする。

#### 変更後

本会の区域は、伊勢市西豊浜町 2861 番地 1、3042 番地から 3099 番地 1 まで、3658 番地から 3693 番地まで、4763 番地 36、5882 番地 1 から 5923 番地 1 まで、6013 番地から 6085 番地まで、伊勢市東豊浜町 2890 番地 1 から 2894 番地まで、4659 番地の区域とする。

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	坂 本 功 勝
	伊勢市神久 3 丁目 1 番 10 号
変更後	武 直 樹
	伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号



伊勢市告示 87 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	青葉台 4 号線	尾上町 38 番 70 地先から 尾上町 38 番 71 地先まで	旧	4.4～8.0	23.3
			新	4.0～7.1	23.3

伊勢市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 5 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 島 章

伊勢市上地町 450 番地 5

変更後 南 三 保

伊勢市上地町 450 番地 30

## 伊勢市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

二軒茶屋町内会

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市神久 4 丁目 11 番 30 号、神久 5 丁目 10 番 37 号、神久 6 丁目 1 番 2 号から 8 番 49 号まで、神田久志本町 731 番地 5、731 番地 6、753 番地 1、754 番地 6、754 番地 7 及び 766 番地 1 の区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市神久 6 丁目 384 番 1 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

山本 俊徳

伊勢市神久 6 丁目 1 番 40 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 5 年 4 月 6 日

伊勢市告示第 90 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 5 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 廣 一 幸

伊勢市神菌町 1100 番地

変更後 齋 田 純 一

伊勢市神菌町 450 番地 1

伊勢市告示第 91 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 前 田 和 宏

伊勢市東豊浜町 1041 番地

変更後 堤 原 増 彦

伊勢市東豊浜町 3310 番地

伊勢市告示第 92 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
豆塚組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

令和 5 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 政 活

伊勢市上地町 1982 番地

変更後 野 口 隆 明

伊勢市上地町 2159 番地 1

伊勢市告示第 93 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	北 村 長 一
	伊勢市東豊浜町 3592 番地
変更後	中 山 久 昭
	伊勢市東豊浜町 4503 番地



伊勢市告示第 94 号

伊勢市ごみ処理基本計画を変更しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 95 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 正
	伊勢市小俣町宮前 267 番地
変更後	椿 秀 樹
	伊勢市小俣町宮前 260 番地

伊勢市告示第 96 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 5 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	奥 野 稔
	伊勢市西豊浜町 665 番地
変更後	中 西 正 則
	伊勢市西豊浜町 326 番地

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和5年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。  
令和5年4月27日

伊勢市長 鈴木 健一

## 伊 勢 市 の 財 政

- 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況
- |       |           |                   |               |
|-------|-----------|-------------------|---------------|
| 人 口   | 121,222 人 | ( 令和4年度現計予算1人当たり  | 505,425 円 )   |
| 世 帯 数 | 56,086 世帯 | ( 令和4年度現計予算1世帯当たり | 1,092,406 円 ) |
| 面 積   | 208.37 k㎡ |                   |               |

- 2 令和4年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,210,000	26.5	16,105,512	99.4	議 会 費	303,916	0.5	293,548	96.6
地 方 譲 与 税	334,744	0.5	348,734	104.2	総 務 費	5,104,023	8.3	3,869,606	75.8
利 子 割 交 付 金	7,000	0.0	7,191	102.7	民 生 費	24,164,235	39.4	21,603,881	89.4
配 当 割 交 付 金	100,000	0.2	109,210	109.2	衛 生 費	6,582,658	10.7	5,686,789	86.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	50,000	0.1	78,594	157.2	労 働 費	63,923	0.1	51,849	81.1
法 人 事 業 税 交 付 金	250,000	0.4	304,286	121.7	農 林 水 産 業 費	1,265,371	2.1	696,296	55.0
地 方 消 費 税 交 付 金	3,000,000	4.9	3,145,951	104.9	商 工 費	1,324,716	2.2	1,204,154	90.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	13,000	0.0	12,328	94.8	観 光 費	505,740	0.8	391,637	77.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	617	61,700.0	土 木 費	6,654,401	10.9	5,317,159	79.9
環 境 性 能 割 交 付 金	40,000	0.1	46,437	116.1	消 防 費	2,446,083	4.0	2,055,550	84.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	87,294	0.1	87,294	100.0	教 育 費	7,032,566	11.5	6,429,096	91.4
地 方 特 例 交 付 金	123,621	0.2	126,331	102.2	災 害 復 旧 費	73,408	0.1	36,495	49.7
地 方 交 付 税	11,915,902	19.4	12,176,232	102.2	公 債 費	5,705,141	9.3	5,703,817	100.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,304	0.0	12,075	98.1	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	601,275	1.0	571,232	95.0	予 備 費	42,504	0.1	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	316,743	0.5	307,020	96.9					
国 庫 支 出 金	11,842,710	19.3	11,288,852	95.3					
県 支 出 金	3,966,698	6.5	3,590,042	90.5					
財 産 収 入	100,776	0.2	141,054	140.0					
寄 附 金	730,021	1.2	787,055	107.8					
繰 入 金	3,249,270	5.3	23,368	0.7					
繰 越 金	470,988	0.8	470,988	100.0					
諸 収 入	842,740	1.4	581,154	69.0					
市 債	7,003,600	11.4	578,400	8.3					
合 計	61,268,687	100.0	50,899,957	83.1	合 計	61,268,687	100.0	53,339,877	87.1

※歳入の国庫支出金、県支出金及び諸収入については、繰越明許費繰越財源を、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費連次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費及び消防費については、繰越明許費繰越額を、教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費連次繰越額を含みます。

## ○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B) / (A) %	備考
市民税	7,036,000	43.4	6,850,841	97.4	
固定資産税	6,599,650	40.7	6,680,137	101.2	
軽自動車税	435,000	2.7	443,503	102.0	
市たばこ税	783,350	4.8	746,675	95.3	
入湯税	19,000	0.1	21,667	114.0	
都市計画税	1,337,000	8.3	1,362,689	101.9	
合計	16,210,000	100.0	16,105,512	99.4	

## ○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	38,497,041	62.8	
人件費	10,375,515	16.9	※
物件費	9,041,505	14.7	※
維持補修費	364,805	0.6	
扶助費	12,107,750	19.8	
補助費等	6,607,466	10.8	※
投資的経費	8,480,240	13.9	
普通建設事業	8,406,832	13.8	※
災害復旧事業	73,408	0.1	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	14,291,406	23.3	
貸付金	1,000	0.0	
公債費	5,705,141	9.3	
投資及び 貸付金	66,600	0.1	
積立金	99,487	0.1	
繰出金	8,376,674	13.7	
予備費	42,504	0.1	
合計	61,268,687	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費連次繰越額を含みます。

## 3 令和4年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,592,848	11,659,107	11,696,920	
後期高齢者医療特別会計	3,395,282	3,388,680	3,117,271	
介護保険特別会計	14,751,672	14,299,560	13,205,081	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	32,770	32,546	2,923	
観光交通対策特別会計	511,352	513,907	405,028	
土地取得特別会計	245,960	140,132	126,295	
合 計	31,529,884	30,033,932	28,553,518	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	54,732,218	政府資金	財 務 省	23,607,721
総 務 債	1,346,753		( 旧 ) 日 本 郵 政 公 社	442,563
民 生 債	1,096,481	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		12,147,539
衛 生 債	4,814,311	共 済 組 合 等		3,868,414
労 働 債	0	銀 行 等		14,065,981
農 林 水 産 業 債	2,248,484	国 の 予 算 貸 付		600,000
商 工 債	0			
観 光 債	4,582			
土 木 債	8,989,549			
公 営 住 宅 債	249,077			
消 防 債	2,079,566			
教 育 債	11,314,696			
災 害 復 旧 債	172,901			
減 税 補 て ん 債	116,336			
減 収 補 て ん 債	129,000			
臨 時 財 政 対 策 債	22,170,482			
合 計	54,732,218	合 計		54,732,218

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

6 市有財産の状況

区 分	現 在 高	備 考
土 地	4,132,141.20 m <sup>2</sup>	
建 物	419,455.97 m <sup>2</sup>	
動 産	23 個	
物 権	2,208.55 m <sup>2</sup>	
基 金	22,174,158 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等	2,295,082 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	302 台
	そ の 他	667 点
無 体 財 産 権	7 件	

参考 令和5年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,210,000	30.9	議 会 費	301,009	0.6	消 費 的 経 費	33,550,754	64.1	
地 方 譲 与 税	314,000	0.6	総 務 費	4,330,248	8.3	人 件 費	9,846,666	18.8	
利 子 割 交 付 金	5,000	0.0	民 生 費	21,495,396	41.0	物 件 費	7,745,177	14.8	
配 当 割 交 付 金	140,000	0.3	衛 生 費	5,567,553	10.6	維 持 補 修 費	322,684	0.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	50,000	0.1	労 働 費	58,683	0.1	扶 助 費	12,126,332	23.2	
法 人 事 業 税 交 付 金	250,000	0.5	農 林 水 産 業 費	964,026	1.8	補 助 費 等	3,509,895	6.7	
地 方 消 費 税 交 付 金	3,050,000	5.8	商 工 費	316,861	0.6	投 資 的 経 費	4,161,373	7.9	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000	0.0	観 光 費	479,197	0.9	普 通 建 設 事 業	4,161,337	7.9	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	土 木 費	6,754,951	12.9	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
環 境 性 能 割 交 付 金	28,000	0.1	消 防 費	2,331,102	4.5	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	85,700	0.2	教 育 費	3,964,425	7.6	そ の 他 の 経 費	14,661,373	28.0	
地 方 特 例 交 付 金	90,001	0.2	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	500	0.0	
地 方 交 付 税	11,680,000	22.3	公 債 費	5,760,011	11.0	公 債 費	5,760,011	11.0	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,000	0.0	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	74,000	0.1	
分 担 金 及 び 負 担 金	647,583	1.2	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	56,660	0.1	
使 用 料 及 び 手 数 料	315,489	0.6				繰 出 金	8,720,202	16.7	
国 庫 支 出 金	7,723,378	14.7				予 備 費	50,000	0.1	
県 支 出 金	3,811,261	7.3				合 計	52,373,500	100.0	
財 産 収 入	44,511	0.1							
寄 附 金	530,001	1.0							
繰 入 金	3,813,606	7.3							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	651,269	1.2							
市 債	2,858,700	5.5							
合 計	52,373,500	100.0	合 計	52,373,500	100.0				



## ○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	7,088,000	43.7	
固 定 資 産 税	6,551,000	40.4	
軽 自 動 車 税	439,000	2.7	
市 た ば こ 税	775,000	4.8	
入 湯 税	17,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,340,000	8.3	
合 計	16,210,000	100.0	

## ○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,671,565	
後期高齢者医療特別会計	3,496,494	
介護保険特別会計	14,941,339	
観光交通対策特別会計	499,827	
土地取得特別会計	472,341	
合 計	32,081,566	

伊勢市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 田 畑 明 彦

伊勢市植山町 56 番地

変更後 中 谷 哲 也

伊勢市植山町 39 番地 2

伊勢市告示第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 5 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 瀬 一 仁

伊勢市神田久志本町 834 番地 6

変更後 新 原 謙 太 郎

伊勢市神久 4 丁目 11 番 27 号

伊勢市告示第 100 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 5 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 西 信 幸

伊勢市御薊町長屋 949 番地 1

変更後 中 西 孝 司

伊勢市御薊町長屋 1613 番地 1

伊勢市告示第 101 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定による同法第 27 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の辞退の年月日

令和 5 年 3 月 14 日

2 辞退した特定教育・保育施設

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	伊勢市	伊勢市立二見 浦保育園	伊勢市二見町莊 2068 番地 1	保育所
2	伊勢市	伊勢市立五峰 保育園	伊勢市二見町山 田原 446 番地 1	保育所

伊勢市告示第 102 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の確認をしたので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の年月日

令和 5 年 3 月 14 日

2 確認を行った特定教育・保育施設

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	伊勢市	伊勢市立ふたみ保育園	伊勢市二見町光の街 907 番地 7	保育所

伊勢市公告第 31 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略